

大分県報

令和二年
第一〇一号
四月二十八日

（火曜日）

目次

告示

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧（二件）	一
保安林の指定	一
指定予定保安林（五件）	二
大分県林地開発許可審査要領の一部改正	三
都市計画事業の事業計画の変更認可	五
道路区域の変更	五
道路の供用開始	六

〇告 示

大分県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐土地改良区理事長有瀬義徳からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災ダム事業
（地震対策型）

魚ヶ鼻池地
区

令二・四・二八から
令二・五・一八まで

宇佐市役所
豊後高田市

令和二年四月二十八日

大分県報（告示）

役所

大分県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、国東市国東町北江三千七百二十一番地の伊賀修ほか十七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業
（区画整理）

北江地区

令二・四・二八から
令二・五・一八まで

国東市役所

大分県告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保安林の所在場所

国東市国見町向田字小迫七三番一、七三番二、七四番一、七四番二、字浜ノ上七七番一、字北浜一八七九番四、一八七九番六、字小迫外七三番一地先・七四番一地先・七七番一地先・一八七九番四地先・一八七九番六地先（以上五筆地先について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

宇佐市院内町田所字山田七五一番一から七五一番二四まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

杵築市山香町大字野原字鹿鳴越三ノ四六五七番六二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字鹿鳴越三ノ四六五七番六二(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町中摩字高ツグメ五〇九番、字フナギ五二七番、五二九番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字フナギ五二七番(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬溪町大字大野字惣路ノ上三三八八番一、三三七四番一、三三七四番二、三三七五番二から三三七五番六まで、三三七五番一〇、三三七五番一一、三三七五番一四、三三七五番一六から三三七五番一八まで、三三七五番二一、三三七五番二二、三三七五番二九、三三七八番一から三三七八番三まで、字柚木迫三四〇八番、三四一一番、三四一三番、三四一六番から三四一八番まで、字尾末三四二〇番一（次の図に示す部分に限る。）、三四二三番、三四二四番、字桑木塚三四二七番から三四二九番まで、三四三〇番一、三四三〇番二、三四三一番一から三四三一番三まで、三四三四番、三四三五番一から三四三五番三まで、三四三七番一、三四三七番二、三四三九番一、三四三九番二、三四四〇番一、三四四〇番二、字休石三四六四番、三四六五番一、三四六五番二、三四六六番一、三四六六番二、三四六七番一から三四六七番三まで、三四六八番、三四六九番一、三四七〇番、三四七三番一、三四七三番二、三四七四番一、三四七四番二、三四七六番、三四七七番、字焼尾三四八二番一、三四八二番二、三四八七番、三四八九番一（次の図に示す部分に限る。）、三四八九番二、三四九一番、三四九二番

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字竹野浦河内字元猿一八二〇番一・一八二〇番五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字元猿一八二〇番一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百八十一号

大分県林地開発許可審査要領（平成二十七年大分県告示第六百九十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 開発行為の許可申請前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組が実施されていること 住民説明会においては、開発中及び開発後の事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、地域住民との十分な話し合いがなされていること。

第五条中第八号を第九号とし、第七号に次のように加え、同号を同条第八号とする。

ホ 開発行為の目的が太陽光発電施設の設置の場合における排水施設の構造については、イからニまでのほか、次によるものであること。

(1) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。

(2) 表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていること。

第五条第六号イ(2) aの表に注として次のように加え、同号を同条第七号とする。

注 開発行為の目的が太陽光発電施設の設置の場合にあつては、地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、上表によらず、流出係数を原則一・〇とする。ただし、当該箇所の割合が小さい場合には、その割合に応じて〇・九〜一・〇の範囲内で定めるものとする。

第五条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号ハ中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一層の仕上がり厚は、三〇センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。

第五条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 規則第四条第二号イに規定する「開発行為が原則として現地形にそつて行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること」とは、太陽光発電施設の設置にあつては、次に掲げる事項によるものとする。

イ 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三〇度以上である場合は、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置

すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

ロ 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三〇度未満である場合においても、必要に応じて適切な防災施設を設置すること。

第八条第一項の表に次のように加える。

太陽光発電施設の設置
森林率はおおむね二五パーセント（残置森林率はおおむね一五パーセント）以上とする。

一 原則として周辺部に残置森林を配置し、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が二〇ヘクタール以上の場合には、原則として周辺部におおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね三〇メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。

二 開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね二〇ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

第八条第一項の表の注に次の一号を加える。

三 太陽光発電施設の設置においては、開発行為の許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルを配置するものとする。

第八条に次の一項を加える。

3 開発行為の目的が太陽光発電施設の設置の場合において、規則第四条第五号ハに規定する措置を講じた上で更に景観の維持のため十分な配慮が求められるときは、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にされた開発行為の許可申請については、なお従前の例による。

大分県告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画下水道事業

大分市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和四十一年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで

変更後 昭和四十一年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

（植田処理区）

変更なし

（中央処理区）

昭和四十七年大分県告示第六百九十三号、昭和四十八年大分県告示第百十二号、昭和五十一年大分県告示第九百六十八号、平成元年大分県告示第千二百八十三号、平成三年大分県告示第千十八号、平成七年大分県告示第千二百五十四号、平成十一年大分県告示第千五百九十六号、平成十六年大分県告示第百九十九号、平成十八年大分県告示第六百五号、平成十九年大分県告示第五百四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号及び平成三十一年大分県告示第千二百四十九号の事業地に賀来南一丁目の全部、賀来南二丁目の全部、賀来北一丁目の全部、賀来北二丁目の全部、賀来北三丁目の全部、大字賀来字中河原及び新川の全部並びに大字荏隈字中州及び字車木の全部並びに賀来南三丁目の一部、賀来西一丁目的一部、大字賀来字下片面の一部並びに大字荏隈字深河内、字小柳、字熊群及び字杉下の一部を追加する。

（東部処理区）

変更なし

（大在処理区）

変更なし

（南部処理区）

変更なし

2 使用の部分

（植田処理区）

変更なし

（中央処理区）

変更なし

（東部処理区）

変更なし

（大在処理区）

変更なし

（南部処理区）

変更なし

大分県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年四月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道二一三号	中津市大字植野字迫田四六二番三から中津市大字植野字竹ノ内一七三番四まで	前 後	メートル 三四・一 （一二・五）	メートル 二七二・〇
		後 前	メートル 三六・五 （一二・五）	メートル 二七二・〇

令和二年四月二十八日

大分県報(告示)

六

県道鍋島植野線		中津市大字植野字鬼林一四二九番四から 中津市大字植野字三川二二五番四まで	前 一・二・二 五・一	九六九・五
後	三三・五 七・九	九六九・五		

大分県告示第二百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道平原耶馬溪線	中津市耶馬溪町大字金吉字小金吉六七四番一から 中津市耶馬溪町大字金吉字前田三番八まで	令二・四・二八

--	--	--